―第一次小学校令期、授業生に課せられた地理科、歴史科の学力程度―地方補助教員資格制度史研究

遠藤健治

美作大学・美作大学短期大学部紀要

美作大学・美作大学短期大学部紀要

二〇〇六,Vol.五十一,一~十二

## 論文

# 地方補助教員資格制度史研究

# 第一次小学校令期、授業生に課せられた

地理科、歴史科の学力程度―

provinces

Qualification system history research about "Hozyokyouin" on

-Scholatic attainment level of imposed geography and history department on "Zyugyousei" during "Dai-ichi-zi Syougatsukou-rei"

period-

遠藤健

治

## 論

需要が途絶えることはなかった。 需要が途絶えることはなかった。 需要が途絶えることはなかった。 に付属し、その業務を補助するよう定められた者」と総称する。こうしに付属し、その業務を補助するよう定められた者」と総称する。こうしに付属し、その業務を補助するよう定められた者」と総称する。こうし本研究では、補助教員を「戦前の小学校において授業担当有資格教員

いては、自然発生的に存在した補助教員のうち、小学校在学生や極めてを保障しようとする資格制度が整備されることとなった。その過程におの小学校教育が達成されたとより積極的に認められた。そして、その水準で、補助教員は文部省により制度的に認められた。そして、その水準を保障しようとする資格制度が整備されることとなった。第二次教育令期にあいては、本研究においては、補助教員を単に授業担当有資格教員をもっとも、本研究においては、補助教員を単に授業担当有資格教員を

知度を全国的視野に立ち、長期に亘り考察する研究には接したことがなる資格の「教員」により、戦前の小学校教育が担われたのかを明らなる資格の「教員」により、戦前の小学校教育が担われたのかを明らなる資格の「教員」により、戦前の小学校教育が担われたのかを明らかにすることができるのではないか。ただし、管見ながら補助教員を全国的視野に立ち、長期に亘り考察する研究には接したことがなりにすることができるのではないか。ただし、管見ながら補助教員は教員社会のうちに確保された。そして、そのうちから多く制度を全国的視野に立ち、長期に亘り考察する研究には接したことがない。(一)。

基本とする日常的な実用性を重んじる森有礼の登場により、その性格を とも、 その一環であり、 にしたい。 かを問うと共に、森文政期における補助教員に期待された役割を明らか 程度を考察し、当該期に至り授業生に求められた学力面での資質とは何 いては「日本臣民」の形成を目指す儒教主義が強調されてきた②。もっ いては近代科学とその教授法としての開発主義教授理論が、歴史科にお れた地理科、歴史科の学力程度を検討していく。 け高等小学校に配置された授業生を対象として、その検定試験に課せら そして、ここでは、第一次小学校令期の補助教員である授業生、とりわ 短期大学部紀要』第五〇号、二〇〇五年)」の続編として位置付けられる。 本における小学校教育達成の一端を究明することを目的とする。小論も 大きく変化させた ⑶。そこで、小論においては、こうした両科の学力 法制史料により、補助教員資格制度確立までの経緯を跡付け、戦前の日 そこで、本研究においては、先行研究の空白部分を埋めるべく、 授業生に課せられた修身 両科は、兵士式体操による身体訓練と、読書算といった 3R's を 拙稿 「地方補助教員資格制度史研究—第一次小学校令 (倫理)科の学力程度(『美作大学・美作 それまで、地理科にお 地方

## 本論

第一次小学校令期における小学校教員資格制度は、「諸学校通則(勅

府県により制定された授業生免許規則においては、免許状取得の諸条が言令期において出現した。ここに至っても、その存在は認められ、名教育令期において出現した。ここに至っても、その存在は認められ、名教育令期において出現した。ここに至っても、その存在は認められ、名定された。既に触れたように制度的な存在としての補助教員は、第二次定された。既に触れたように制度的な存在としての補助教員は、第二次

れた。

「大学の大学学生の言葉見しまして、 
の学力条件の一部として設けられて、 
の学力条件の一部として設けらては、ほぼ年齢、品行、学力の三条件が全国的に共通した。小論で取り域、有効年限等が中心に規定された。なかでも免許状取得の諸条件とし供並びに免許状に係る詳細、すなわち免許状の書式、授与権者と有効区件がびに免許状に係る詳細、すなわち免許状の書式、授与権者と有効区ので、

学校授業生免許規則(県令第五十七号、明治十九年十一月十一日)」の許規則(県令第十六号、明治十九年十一月九日)」、あるいは「石川県小合計三十一事例を一覧とした。そのうちには、「岩手県小学校授業生免例と、読書科のうち地理科、歴史科に係る参考図書を指定した四事例のそこで、別添の表では、地理科、歴史科の学力程度を定めた二十七事

合もあった。あるいは、その規定方法において「青森県小学簡易科教合もあった。あるいは、その規定方法において「青森県小学簡易科教目及小学校授業生免許規則(県令第六十二号、明治十九年七月十二日)」のように、学力試験の科目及び程度を、小学校長若しくは首座教員に一における初期段階の混乱の結果と考えられる。総じて地理科、歴史科の学力程度は、高等小学校卒業程度に準拠すると定める、具体的な検定内容を示す、事前に参考図書を指定するといった形態により規定された。そこで、これら分類により、以下、授業生に求められた地理科、歴史科の学力程度を探っていく。

## 府県により定められた地理科の学力程度

簡易科教員及小学校授業生免許規則ハ、府知事県令之ヲ定ムヘシ」と規

# 一・一 高等小学校卒業程度に準拠すると定める事例

卒業程度と規定した。こうした事例は十に上った。 府県によっては、他の科目とも併せ、地理科の学力程度を高等小学校

2 -

一十年一月二十日)」第二条において、次のように規定した。そのうち、滋賀県は「小学校授業生免許規則(県令第三十五号、明治

第二条 学力検定ハ左ノ学科、程度ニ依ル、

 科及其程度」に基づき、その学力程度が設定されたのであろう。 拠すると定める場合、このような森の地理科教育観による「小学校ノ学 地理科教育観が反映された結果であった(4)。 高等小学校卒業程度に準 て隆盛を誇った開発主義教授理論を、もはや時代遅れと捉える森有礼の れは、学校教育における身体訓練と実用性を重視し、一方で従前におい 短縮されたことに伴い、簡易で基礎的な内容に止められた。そして、そ るならば、同科の授業時間数が当該期に至り、歴史科と併せ週四時間に れを後述する第二次教育令期における小学校教則の国家的基準である 地理」、そして「日本地理」「外国地理」を内容としたことが分かる。こ 洲ノ名目等」を含みつつ、学校近傍を始め郷土・郡区・府県等の「地方 れた。これより、 理ハ、学校近傍ノ地形、其郷土、郡区、府県、本邦地理、地球ノ形状 省令第八号、明治十九年五月二十五日)」第十条に目を向けるならば、「地 における小学校の学科目と程度を定めた「小学校ノ学科及其程度 「小学校教則綱領(文部省達第十二号、 四季ノ原由、 地理科は「地球ノ形状、 大洋、 大洲ノ名目等、 明治十四年五月四日)」と比較す 昼夜、 及外国地理ノ概略」と規定さ 四季ノ原由、 大洋、大 (文部

たのかは疑問なしとしない。る事例も、現実にどれ程「小学校ノ学科及其程度」による出題がなされ例も多く存在した。してみれば、高等小学校卒業程度に準拠すると定めただし、後述する事例においては、こうした学力程度にすら及ばない

## :| 具体的な検定内容を示す事例

うした事例は九に上った。 地理科の学力程度として、具体的な検定内容を示す場合もあった。そ

令第十三号、明治二十年一月十七日)」第三条において「内外地理ノ大要」「本邦地理、及外国地理ノ大略」、山梨県も「小学校授業生免許規則(県市規則(県令第二十二号、明治十九年九月二十二日)」第五条においても見られる。一例として、千葉県は「小学簡易科教員及小学校授業生免そのうちには、「小学校ノ学科及其程度」に近い学力程度を求めた例

学校ノ学科及其程度」に準じ、地理科の学力程度が設定されたと考えられたことから、「地方地理」「日本地理」「外国地理」等を内容とする「小と規定した。これら事例においては、検定内容が「外国地理」に止めら

れる。

一方、府県によっては、これに「地文学」を加えた。秋田県は「小学を教則綱領」第十四条において、地理科の学力程度は次のように定めらが教則綱領」第十四条において、地理科の学力程度は次のように定めらが教則綱領」第十四条において、地理科の学力程度は次のように定められた。

秋田県は、これに準じ地理科の学力程度を規定したのであろう。して「地球」等を教材とする「地文学」を内容としたことが理解される。義教授理論の影響を受けつつ、「地方地理」「日本地理」「外国地理」、そハ地球儀、及地図等ヲ備ヘンコトヲ要ス」と、当時隆盛であった開発主これより、「同綱領」における地理科の学力程度は、「地理ヲ授クルニ

…ノ概要」、北海道は「小学簡易科教員及小学授業生免許規則(庁令第令甲第三十四号、明治十九年十月十二日)」第六条において「本邦地理事例も少なくなかった。そのうち、福島県は「小学校授業生免許規則(県あるいは「小学校教則綱領」と比較して、より学力程度を低く設定するもっとも、具体的な検定内容を示す場合、「小学校ノ学科及其程度」

するならば「地方地理」「外国地理」「地文学」を欠き、その学力程度は するならば「地方地理」「外国地理」を欠き、「小学校教則綱領」と比較 と規定した。これら事例においては、「小学校ノ学科及其程度」と比較 二十六号、明治二十年四月七日)」第四条において「本邦地理…ノ大意」 「日本地理」に止められた。

れる傾向にあった。 が、これらに及ばない例も多く、地理科の学力程度はより低度に設定さ あるいは「小学校教則綱領」に準じたと考えられる事例も見受けられる このように具体的な検定内容を示す場合、「小学校ノ学科及其程度」

## Ė 事前に参考図書を指定する事例

うした事例は二を数えることができる。 事前に参考図書を指定し、地理科の学力程度とする場合もあった。 そ

うに規定した。 令第五十二号、明治十九年十二月二十八日) 」第七条において、次のよ 例として、 山口県は「小学簡易科教員及小学校授業生免許規則 県

地理 地理小学若林虎三郎

万国地理緊要鈴木貞二郎

地文学初歩片山平三郎訳

科書として使用された(こ。その際、 により、地理科の内容に「地文学」が加えられたことに伴い、地理科教 木貞次郎が抄訳した地理科教科書であった。また『地文学初歩』 書にも影響を及ぼした(6)。一方、『万国地理緊要』は、 く開発主義教授理論が貫かれた(5)。その内容構成は、後の地理科教科 わした代表的な地理科教科書であった。してみれば、そこには当然の如 考図書をもって地理科の学力程度が示された。そのうち『地理小学』は、 ここでは、 片山平三郎による翻訳書であった。これは、「小学校教則綱領 白井毅と並ぶ『改正教授術』の著者である若林虎三郎が著 『地理小学』『万国地理緊要』『地文学初歩』の三種類の参 地文学教科書は地理科の初歩教材 明治十五年、 は、 明 鈴

> ではなく、 れた (8) むしろ地理を学んだ後に、地学総論を教授するために用

授理論の隆盛を象徴する教科書も、そのうちに含まれた まれた翻訳教科書でやや例外ではあるが、『地理小学』『万国地理緊要 参考図書として掲げられた。とりわけ『地理小学』のように開発主義教 あった。そして、こうした各書が当該期に至っても、検定試験における 先駆けとなった<sup>(9)</sup>。これら事例において、『地文学初歩』は学制期に編 田行元により著わされた。その内容構成は、「同綱領」以降の教科書の 九十二号、 あるいは『新選中地理書』は、 指定した。『同書』は、「小学校教則綱領」制定に先立つ明治十二年、 また、 福岡県は「小学簡易科教員及小学校授業生免許規則 明治二十年六月七日)」第六条において、『新選中地理書』 何れも従前に頻用された地理科教科書で を Ш

歴史科、理科等の内容を取り扱う総合科目的性格を持たされた。そうし 次のような地理科教科書が掲げられた。 許規則 れる場合もあった。同科は、第一次教育令期に創設され、修身科、 た読書科のうちには、例えば「広島県小学簡易科教員及小学校授業生免 ところで、読書科においても、参考図書として地理科教科書が指定さ (県令甲第六十一号、明治十九年十一月九日)」 第九条のように

## 読 書

正日本地誌要略 広島県管内地理 浅井馨纂輯 大槻修二編

いて、 要略』が認められる(豆)。もっとも、こうした参考図書を列記する事例 授理論の影響のもと編まれた従前の地理科教科書が挙げられた。 は例外であった。これ以外は、「小学校教則綱領」における開発主義教 ら明治十年代初期に流布した、明治八年、大槻修二による『正日本地誌 して、秋田県は「小学簡易科教員及小学校授業生免許規則」第六条にお ここでは、『広島県管内地理』 先の 『新選中地理書』と、 』という地誌教科書に加え、 これに同県の地誌教科書である 明治初年か 『秋田 例と

科書が列記された。 科書が列記された。 本で、佐賀県は「小学簡易科教員及小学校授業生 以降の地理科教科書に見られる内容構成の先駆けとなった(立)。 調領」以降の地理科教科書に見られる内容構成の先駆けとなった(立)。 明治十二年、『新選中地理書』も、『新選中地理書』と同様、「小学校教則 明治する。しかし、何れにおいても、やはり従前に普及した地理科教 が認め が記め を指定した。『同書』も、『新選中地理書』と同様、「小学校教則 のおおいては、地理科と比較して、地誌教科書を掲げる傾向が認め られはする。しかし、何れにおいても、やはり従前に普及した地理科教 のお書である山田行元による『新選地理 明治十二年、『新選中地理書』と同様、「小学校授業生 の著者である山田行元による『新選地理 明治十二年、『新選中地理書』と同様、「小学校授業地 のおおいては、地理科と比較して、地誌教科書を掲げる傾向が認め に立る。しかし、何れにおいても、やはり従前に普及した地理科教 のお書が列記された。

められる。 然として「小学校教則綱領」による開発主義教授理論の色濃い影響が認れた地理科教科書が中心に指定された。当該期においても、そこには依れた地理科教科書が中心に指定された。当該期においても、そこには依また読書科においては地誌教科書が見られはするものの、従前に頻用さこのように事前に参考図書を指定する場合、いくつかの例外を含み、

## 二 府県により定められた歴史科の学力程度

# 二・一 高等小学校卒業程度に準拠すると定める事例

て週四時間の配当がなされた。したがって、実質的には週二時間程度の 方法の如何を問わず、こうした学力程度を定める事例が最多を占めた。 業程度の学力を要求したことは前述の通りである。検定試験においては、 許規則」において、認定試験の実施も視野に入れながら、高等小学校卒 が高等小学校卒業程度に設定された。また、長野県が「小学校授業生免 生学力検定試験ノ学科及其図書ハ、総テ本県高等小学科ニ準シ」と規定 令第三十一号、明治二十年三月十四日)」第七条において、「小学校授業 程度を高等小学校卒業程度と定めた。そうした事例は十を数えた。 した。ここでは、 ところで、歴史科は当該期に至り、 府県によっては、 一例として、愛知県は「小学簡易科教員及小学校授業生免許規則 学力試験に際し、 地理科と同じく、歴史科を含めた総ての科目の学力 他の科目と同様、歴史科の学力程度 先にも触れたように地理科と併せ (県

割り当てとなった。

従前においては週三時間が配当されたことから、

週

の通りである。 簡素化された。「小学校ノ学科及其程度」第十条を引用するならば、次当り一時間程度が減せられた。こうした時間減により、そこでの内容も

及忠良賢哲ノ事蹟、貿易、及世態、文物、人情、風俗ノ変遷等ニ関シ、重要ナル事柄、驚原氏ノ専権、覇府ノ創立、徳川氏ノ治績、王政維新、外国、交通、・藤原氏ノ専権、覇府ノ創立、徳川氏ノ治績、王政維新、外国、交通、第十条 歴史 歴史ハ、建国ノ体制、神武天皇ノ即位、王朝ノ政治、

削減するなか、修身科において儒教主義を否定したことと同様、 革ノ原因、結果ヲ了解セシメ、殊ニ尊王愛国ノ志気ヲ養成センコトヲ要 史科教育観に準じ、その学力程度が設定されたとも考えられる た(3)。高等小学校卒業程度に準拠すると定める場合、こうした森の歴 文明史観に基づく合理性を有する歴史科への転換を志向した結果であっ と、「尊王愛国ノ志気ヲ養成」する歴史科の目的は、当該期に至り薄まっ が取り入れられた②。修身科と共に従前における儒教主義の影響のも 維新以後の「外国、交通、 からは、「仁徳天皇ノ勤倹」「延喜天暦ノ政績」が消えた。一方で、明治 ス」という一文も削除された。これに伴い、天皇一色であったその内容 略となった。そして、「凡、歴史ヲ授クルニハ、務メテ生徒ヲシテ、沿 た。それは、森有礼が、歴史科と地理科とをひとつにまとめ配当時間を ここでは、後に触れる「小学校教則綱領」と比較し、規定自体が 貿易」「世態、文物、人情、 風俗ノ変遷」等 いわば

ただし、後に触れる事前に参考図書を指定する場合、多くは依然としただし、後に触れる事前に参考図書を指定する場合、多くは依然としただし、後に触れる事前に参考図書を指定する場合、多くは依然としただし、後に触れる事前に参考図書を指定する場合、多くは依然としたがし、後に触れる事前に参考図書を指定する場合、多くは依然としたがし、後に触れる事前に参考図書を指定する場合、多くは依然としたのであろう。

## 二・二 具体的な検定内容を示す事例

そうした事例は九に上った。 そうした事例は九に上った。 具体的な検定内容を示し、歴史科の学力程度を規定する場合もあった。

県は例外と言えよう。 であった。そのため、当該期においても、こうした検定内容を課す千葉史科において、「万国歴史」といった内容が見られるのは明治初年まで条において、「本邦歴史、及万国歴史ノ大略」と規定した。しかし、歴条において、「本邦歴史、及万国歴史ノ大略」と規定した。しかし、歴

学校教則綱領」第十五条を引用するならば、次の通りである。既に第二次教育令期に至り、歴史科は「日本歴史」に限定された。「小

前述の通りである。ただし、 とも、そうした性格が当該期において、次第に薄まりつつあったことは るに伴い、「尊王愛国ノ志気ヲ養成」する科目としての役割を担った。もっ への妥協により、 等の宮中派と伊藤博文等の開明派との教育論争の結果、開明派の宮中派 で、「外国歴史」等の内容は姿を消した。こうして歴史科は、元田永罕 皇の治績と時代の繁栄とを関連付けることが企図された(5)。 そして、「仁徳天皇ノ勤倹」「延喜天暦ノ政績」といった内容により、天 てきたのかを授け、日本歴史の沿革を理解させることが求められた(4)。 今の人物を取り上げその賢否を知らしめ、各時代の風俗が如何に変化し 氏ノ治績」「王政復古」といった内容が挙げられた。これらを通し、 徳天皇ノ勤倹」「延喜天暦ノ政績」「源平ノ盛衰」「南北朝ノ両立」「徳川 これにより、歴史科においては、 教育政策の儒教主義的徳育重視への方向転換が図られ 歴史科の内容は一貫して「日本歴史」に限 「建国ノ体制」「神武天皇ノ即位」「仁 その一方 古

定された。

学力程度を「日本歴史」に止めた。

学力程度を「日本歴史」に止めた。

学力程度を「日本歴史」に止めた。

学力程度を「日本歴史」に止めた。

学力程度を「日本歴史」に止めた。

学力程度を「日本歴史」に止めた。

学力程度を「日本歴史」に止めた。

学力程度を「日本歴史」に止めた。

学力程度を「日本歴史」に止めた。

## 二・三 事前に参考図書を指定する事例

書を指定した。そうした事例は二を数えることができる。 府県によっては、歴史科の学力程度を規定するにあたり事前に参考図

岡県は例外であったと言える。 一条のうち、福岡県は「小学簡易科教員及小学校授業生免許規則」第六 そのため、当該期においても、『皇朝史略正続編』を参考図書とした福 書は、児童用教科書が普及し始めると次第に用いられなくなった(室)。これ まは、児童用教科書が普及し始めると次第に用いられなくなった(室)。これ をのため、当該期においても、『皇朝史略正続編』を参考図書とした福 とのため、当該期においても、『皇朝史略正続編』を参考図書とした福 とのため、当該期においても、『皇朝史略正続編』を参考図書とした福 とのため、当該期においても、『皇朝史略正続編』を参考図書とした福 とのため、当該期においても、『皇朝史略正続編』を参考図書とした福 とのため、当該期においても、『皇朝史略正続編』を参考図書とした福 とのため、当該期においても、『皇朝史略正続編』を参考図書とした福 とのため、当該期においても、『皇朝史略正続編』を参考図書とした福

一方、山口県は「小学簡易科教員及小学校授業生免許規則」第七条に おいて、『漢日本略史』を指定した。『同書』は明治十四年、藤田久道に より著わされ、儒教主義的徳育が重要視されるなか漢文教科書であっ れたことを背景に、歴代の事跡を中心として収録した漢文教科書であっ た(望)。歴史科において、事前に参考図書を指定する事例はこの二つに た(望)。歴史科において、事前に参考図書を指定する事例はこの二つに れた歴史科教科書が掲げられた。

そこで、読書科における参考図書に目を向けるならば、佐賀県は「小

いなかったのであろう。 学簡易科教員及小学校授業生免許規則」第三条において、『小学国史略』 学育本歴史』のような、やはり当該期の初期段階において出版された歴 史引本歴史』のような、やはり当該期の初期段階において出版された歴 学日本歴史』のような、やはり当該期の初期段階において出版された歴 史科教科書も、先に挙げた『小学校書と大きな違いが認められずにいた。『小学 でのため、 内容構成において、従前の教科書と大きな違いが認められずにいた。『小学 でのため、 内容構成において、従前の教科書と大きな違いが認められずにいた。『小学 でのため、 大き日本歴史』のような、やはり当該期の初期段階において出版された歴 とりあえず使用される場合も多かった(3)。そのため、 内容構成において、従前の教科書と大きな違いが認められずにいた。『小学 でのため、 内容構成において、従前の教科書と大きな違いが認められずにいた。『小学 でのため、 大きで、発行年から判断して、「小学校ノ学科及其程 でのため、 大きなにおいて、出版された歴 でのため、 大きなにおいて、『小学国史略』 学出本歴史』のような、やはり当該期の初期段階において、『小学国史略』 学日本歴史』のような、やはり当該期の初期段階において出版された歴 でのため、 大きなにおいて、『小学国史略』等と大きく性格が異なっては ないなかったのであろう。

の養成を目的とする歴史科教科書に準じた出題がなされたと言える。を考図書を指定する場合も、儒教主義の影響のもと、「尊王愛国ノ志気」と、「中学教科書を使用する例も認められた。もっとも、それらも従前の大歴史科教科書を使用する例も認められた。もっとも、それらも従前のた歴史科教科書を指定されたのであろう。一方、当該期の初期に出版された歴史科教科書を指定された。そこでは、「小学校教則綱領」に用いられた国史書を掲げる例外もあった。しかし、多くは、従前に頻用された歴史科教科書を掲げる例外もあった。しかし、多くは、従前に頻用された歴史科教科書を掲げる例外もあった。しかし、多くは、従前に頻用された国史書を指定する場合、そのうちには明治初年してみれば、事前に参考図書を指定する場合、そのうちには明治初年

## 結論

された役割を探ってきた。
し、当該期における補助教員に求められた学力面での資質と、その期待授業生を対象に、検定試験に課せられた地理科、歴史科の学力程度を通以上、小論においては、第一次小学校令期、高等小学校に配置された

める場合、森有礼の地理科教育観に基づき、開発主義教授理論からの脱先ず、地理科の学力程度のうち、高等小学校卒業程度に準拠すると定

ノ学科及其程度」に準ずる出題がそれ程多くはなかったであろう。より、高等小学校卒業程度に準拠すると定める場合も、現実に「小学校のの、何れも下回る学力程度を定める例も少なからず存在した。総じてのの、何れも下回る学力程度を定める例も少なからず存在した。総じてのすならば、地理科の学力程度を定める例も少なからず存在した。総じてのが、高等小学校卒業程度に準拠すると定める場合も、現実に「小学校ノ学科及其程度」に準じた試験が行われたとも考却を目指し、「小学校ノ学科及其程度」に準じた試験が行われたとも考

と言うことができる。

一方、歴史科の学力程度においては、「小学校教則綱領」制定以降、その内容が「日本歴史」に限定された。そのため、「同綱領」「小学校ノとの内容が「日本歴史」に限定された。そのため、「同綱領」「小学校ノと濃く見受けられた。後者においては、それからの脱却が図られた。そ色濃く見受けられた。後者においては、それからの脱却が図られた。そと濃く見受けられた。後者においては、それからの脱却が図られた。それで、そこには、文明史観に基づき合理性を備えた歴史科を志向する森して、そこには、文明史観に基づき合理性を備えた歴史科を志向する森して、そこには、文明史観に基づき合理性を備えた歴史科の名称が学科及其程度」の例名が表示といる。

学校教則綱領」に準じた学力程度が設定されたと考えられる。学校教則綱領」に準じた学力程度が設定されたと考えられる。また、当該期の初期に出版された教科書が並べ置かれた。従前の教科書が挙げられるにあたっては、儒教主義に基づく学力程度が求められた。また、当該期の初期に出版された教科書が並べ置かれた。従前の教科書が挙げところで、事前に参考図書を指定する場合、従前の歴史科教科書と、ところで、事前に参考図書を指定する場合、従前の歴史科教科書と、

授業生には従前から引き続き儒教主義に基づく学力が要求され、「尊王 のかは疑問なしとしない。そのため、歴史科の学力程度より見るならば、 る「小学校ノ学科及其程度」からの出題がなされたようにも思われる。 綱領」による学力が求められたのであろう。また、高等小学校卒業程度 に準拠すると定める場合、儒教主義から脱却し、森の歴史科教育観によ しかし、先のふたつの類型から、そうした学力程度が実際に設定された これを勘案するならば、具体的な検定内容を示す場合も、多くは「同

愛国ノ志気」の鼓舞が期待されたものと思われる。

王愛国ノ志気」の鼓舞といった役割が期待されたと言える。 授業生は当該期においても、 学校教則綱領」に準ずる学力程度が設定される傾向にあった。すなわち、 しては、何れにおいても「小学校ノ学科及其程度」ではなく、むしろ「小 役割において大きな影響を及ぼしたとは考えられない。実際の出題に際 有礼の登場は、授業生に求められた学力面での資質と、その期待された このように検定試験に課せられた地理科、歴史科の学力程度より、 依然として開発主義教授理論の実践、「尊 森

- 1 の学力程度―」(『美作大学・美作短期大学部紀要』第五〇号 研究-第一次小学校令期、 二〇〇五年)」を参照されたい。 先行研究の詳細については、 授業生に課せられた修身 拙稿「地方補助教員資格制度史 (倫理)
- 2 成九年、二八八ページ。 水原克敏、『近代日本カリキュラム政策史研究』、 風間書房、 平
- 3 一九七四年、一〇二〇ページ~一〇二一ページ。 国立教育研究所編、『日本近代教育百年史』第三巻(学校教育1)
- 4 前出 『近代日本カリキュラム政策史研究』、二九八ページ。
- 5 昭和四十一年、 海後宗臣編、 六〇四ページ。 『日本教科書体系 近代編』第十七巻、 講談社
- 6 同前
- 7 同前、 五〇七ページ、五九〇ページ。

- 8 同前、 五九〇ページ。
- 9 同前、 六〇一ページ~六〇二ページ。
- 10 同前、 五九二ページ。
- $\widehat{11}$ 同前、 六〇一ページ~六〇二ページ。
- 12 究所編、『日本近代教育百年史』第四巻(学校教育2)、一九七四年、 前出 『カリキュラム政策史研究』、二八六ページ、 国立教育研

一七五ページ。

- 13 ジ、二八七ページ~二八八ページ、前出 第四巻 (学校教育2)、一七五ページ。 前出『カリキュラム政策史研究』、二五一ページ、二七五ペー 『日本近代教育百年史
- 14 昭和三十七年、 海後宗臣編、『日本教科書体系 五五一ページ。 近代編』 第二十巻、 講談社
- 15 同前
- 17 16 同前 同前、 五三七ページ。

18

同前

- 19 同前 四九五ページ。
- 20 同前 四九九ページ。
- $\widehat{21}$ 同前、 五六〇ページ。

	学校第一学年修業以上ノ学力ヲ有スル者高等小学校授業生ハ、尋常師範学校第一学年若クハ尋常中	
	一、学力	
三七五ページ	… ラ授与スルモノトス 第一条 小学校授業生ハ、左ノ資格ヲ有スルモノニ限リ免許状	/明治十九年十一月九日   /明治十九年十一月九日
大学法経図書センター所蔵二十年、一二九ページ、一三一ページ、学習院二十年、一二九ページ、一三一ページ、学習院田中寛、『教育規則全書』全、福島新聞社、明治	地理歴史 本邦地理歴史ノ概要 ニョリテ試験シ	三十四号) /明治十九年十月十二日福島県 小学校授業生免 許規則(県令甲第
蔵	<ul><li>料及其程度ニ拠リ之ヲ施行スヘシ</li><li>第二条 小学校授業生学力験定試験ハ小学校授業生講習所ノ学</li></ul>	号)/明治十九年十月八日宮崎県小学校授業生免許規則(県令甲第十八
図書センター所蔵 二十四ページ〜二十五ページ、学習院大学法経 に藤宗一郎、『小学諸規則』完、明治二十一年、	歴史 本邦歴史及万国歴史ノ大略地理 本邦地理及外国地理ノ大略地理 本邦地理及外国地理ノ大略 に	二十二日二十二号)/明治十九年九月規則(県令第二十二号)/明治十九年九月千葉県小学簡易科教員及小学校授業生免許
雇	歴史 日本歴史ノ概略 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
<ul><li></li></ul>	第一条 小学校授業生免許状ハ…左ノ学科試験ノ上及第ノ者ニー ジャイン ボール ボール ボール ボール ボール ボール かんしょう かんしょう かんしょう ボール かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう しょう しょう かんしょう かんしょう かんしょう はんしょう かんしょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう	号)/明治十九年九月二十二日宮城県小学校授業生免許規則(県令第二十五
蔵の一ページ、学習院大学法経図書センター所四六一ページ、学習院大学法経図書センター所展別者之松、『岐阜県令達全書』、明治三十年、	一…小学校授業生ハ高等小学科卒業以上ノ学力ヲ有スルモノモノニ限ルヘシ第二条 …小学校授業生タルヲ得ヘキモノハ左ノ資格ヲ有スル	日日(県令第二十号)/明治十九年八月二十三則(県令第二十号)/明治十九年八月二十三
法経図書センター所蔵────────────────────────────────────	ニ拠リテ之ヲ施行スヘシ ニ拠リテ之ヲ施行スヘシ 第四条 小学校授業生学力試験ハ概¨高等小学校ノ学科及程度	/明治十九年七月三十一日 /明治十九年七月三十一日 (県令第五号)
四八四ページ四八四ページで森県教育安員会、昭和四十五年、巻資料編I、青森県教育委員会、昭和四十五年、	第四条 小学校授業生ノ学力検定試験ハ学校長若クハ首座ノ教第四条 小学校授業生ノ学力検定試験ハ学校長若クハ首座ノ教	日(県令第六十二号)/明治十九年七月十二別(県令第六十二号)/明治十九年七月十二
出典	条文	令規名/発令年月日

大学法経図書センター所蔵二十三年、六十ページ、六十三ページ、学上のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、	歴史 本邦歴史ノ大要地理 内外地理ノ大要 中理 内外地理ノ大要 は サンプラ かんしょう かんしゅう かんしょう かんしょく かんしん かんしょく かんしょく かんしょく かんしょく かんしょく かんしょく かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんし	/明治二十年一月十七日/明治二十年一月十七日
和田穂太郎、『現行学令全報』、文寿堂、大学法経図書センター所蔵	、	月十四日 月十四日 果生免許規則(県令第二号) 業生免許規則(県令第二号)
図書センター所蔵図書センター所蔵	第七条 高等小学校授業生学力検定試験ハ左ノ学科及用書ニ拠リテ之ヲ施行ス 地理 地理小学若林虎三郎編 地文学初歩片山平三郎訳 地文学初歩片山平三郎訳 カード は できない は ない は かん でいん かん	二十八日 二十二号)/明治十九年十二月 一川 「県令第五十二号)/明治十九年十二月
	但各学科ノ授業法ハ之ヲ一科トスルコト前項ノ如ク且ツ各学科ノ授業法ヲ試ムルモノトスルコト前項ノ如ク且ツ各学科ノ授業法ヲ試ムルモノトス唱歌体操裁縫ノ三科ヲ除ク」ニ依リ算術科ニ珠算ヲ加フ 高等小学校授業生ノ試験ハ高等小学校ノ学科程度「当分	
院大学法経図書センター所蔵院大学法経図書センター所蔵の九ページ、江岸の一人で一が一番の一人で一が、江岸の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の	<ul><li>第八条 試験ハー学科ノ定点ヲ一百トシ毎科ノ将点五十以上ニ第八条 試験ハー学科ノ定点ヲ一百トシ毎科ノ得点五十以上ニ</li></ul>	(府令第二十五号)/明治十九年十二月十九日大阪府小学簡易科教員小学校授業生免許規則
院大学法経図書センター所蔵に十三年、三七○ページ~三七一ページ、六久保英助、『現行茨城県官令類纂』下編、大久保英助、『現行茨城県官令類纂』下編、	一歴史 本邦歴史ノ大略 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	二十九日二十九号)/明治十九年十一月則(県令甲第三十九号)/明治十九年十一月
政史料センター(明治新聞雑誌文庫)所蔵二十四ページ、東京大学法学部付属近代日本法濃教育会事務所、明治十九年十一月二十五日刊、信濃教育会、『信濃教育会、『信濃教育会報誌』第二号付録、信	上ノ学力ヲ有スルモノトス 上ノ学力ヲ有スルモノトス	三十三号)/明治十九年十一月二十日長野県小学校授業生免許規則(県令甲第
	小学日本歴史 石村貞一編次 古人 大槻修二編 之類 正日本地誌要略 大槻修二編 之類	
学習院大学法経図書センター所蔵明治二十三年、九十七ページ~九十九明治二十三年、九十七ページ~九十九	第九条 検定スペキ学科ヲ定ムル左ノ如シ … 世検定ノ際兼テ該科ノ実地授業法ヲモ試験スルモノトス …	九日 川(県令甲第六十一号)/明治十九年十一月    広島県小学簡易科教員及小学校授業生免許規
出典	条文	令規名/発令年月日

	地理歴史 本邦地理歴史ノ大意	
院大学去径図書センター所蔵治二十年、七十八ページ〜七十九ページ、学習治二十年、七十八ページ〜七十九ページ、学習上、明北海道庁記録課、『北海道庁布達達全書』上、明	… 男施行スルモノトス 男施行スルモノトス 第四条 …小学授業生学力検定試験ハ左ノ学科程度ニ拠リテ之	則(庁令第二十六号)/明治二十年四月七日北海道庁小学簡易科教員及小学授業生免許規
	新選地理小誌 山田利元著述 (行)	
二九一ページ(二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	· 正秦 瓦龙授業生学力検定	二十三日成則(県令甲第十七号)/明治二十年三月規則(県令甲第十七号)/明治二十年三月
ジニ、愛知県教育委員会、平成元年、三八九ペー代二、愛知県教育委員会、『愛知県教育史』資料編近	第七条 …小学校授業生学力検定試験ノ学科及其図書ハ総テ本第七条 …小学校授業生学力検定試験ノ学科及其図書ハ総テ本	日(県令第三十一号)/明治二十年三月十四則(県令第三十一号)/明治二十年三月十四
	但男子ハ裁縫ヲ除キ女子ハ体操ヲ除ク併テ其教授衞ヲ試ムニ等小学校授業生ノ試験ハ高等小学科ノ学科及其程度ニ拠リ	
ジ大分県教育委員会、昭和五十一年、五二二ペー大分県教育委員会、昭和五十一年、五二二ペー局、『大分県教育庁総務課大分県教育百年史編集事務	<ul><li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	十九日 規則(県令甲第二十二号)/明治二十年二月 大分県小学簡易科教員及小学校授業生免許
	以上…ハ高等小学校程度ニ…拠ル	
ページ〜五一九ページ第三巻資料編Ⅰ、五一八前出『青森県教育史』第三巻資料編Ⅰ、五一八	<ul><li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	則(県令第二十号)/明治二十年二月十七日青森県小学簡易科教員及小学校授業生免許規
	上野国地誌略 小学督業編	
院大学法経図書センター所蔵二十二年、二七九ページ~二八〇ページ、学習上鉀三郎、『教育法令』全、東京教育社、明治	読書 ボージ校授業生学力験定試験ノ科目ヲ定ムルコト左ノ	則(県令第二十号)/明治二十年二月十日群馬県小学簡易科教員及小学校授業生免許規
	歴史ハ本邦歴史ノ大要 ・ 地理歴史 ・ 地理ハ本県地理本邦地理及外国地理ノ概略地文	
八六六ページ料編二、秋田県教育史頒布会、昭和五十七年、秋田県教育委員会、『秋田県教育史』第二巻資	第八条 小学校授業生ノ学力験定試験科目ヲ定ムルコト左ノ如 シ	則(県令第十一号)/明治二十年二月七日財(県令第十一号)/明治二十年二月七日秋田県小学簡易科教員及小学校授業生免許規
センター所蔵コーツのでは、「おりでは、「おりでは、「おりでは、「おりでは、「おりでは、「おりでは、「おりでは、「おりでは、」という。「おりでは、「おりでは、「おりでは、「おりでは、「おりでは、「おりでは、	一高等小学校授業生 高等小学科学科程度及其用書第二条 学力検定ハ左ノ学科程度ニ依ル	号)/明治二十年一月二十日 滋賀県小学校授業生免許規則(県令第三十五
書センター所蔵明治二十年、一四三ページ、学習院大学法経図明治二十年、一四三ページ、学習院大学法経図松田鉀三郎、『教育規則類纂』第二巻、有文堂、	詳規則ニ準シ郡長ニ於テ之ヲ定ムヘシ 第十条 学力検定試験ノ科目及其細則ハ本県小学簡易科教員免	明治二十年一月二十日三重県小学授業生免許規則(県令第十号)/
出典	条文	令規名/発令年月日

学習院大学法経図書センター所蔵	要要	歴史 本邦歴史ノ大要	/ 电流二十三条 二月二十 丑 臣
月台ニトュF、一一コペーブ、一二つペーブ、内藤伝右衛門、『現行改訂山梨県令達全書』巻一、	、学科程度ハ別表定ムル所ニ依ル	第五条 学力検定試験ノ学科程度	/月台二十三年二月二十五日 山梨県小学校授業生免許規則(県令第十号)
	浦生氏章編 山田行元編述	国史概略 新選中地理書	
	川名庸謹著	秋田県地誌略	
所蔵 「一」、「ことを発見している。	小学校授業生試験ニハ教育学ヲ除ク	··· 但···小学校授業生試	具、身名含二号7 / 甲省二二二至一月十日
F、ご三二ページ、差習完大差去圣図書センター  秋田県第一部、『現行秋田県法規』、明治二十二	…小学校授業生学力検定試験科目ヲ定ムルコト左ノ如	第六条 …小学校授業生	則(書命第二号)/ 月台二十二月二月二日秋田県小学簡易科教員及小学校授業生免許規
書センター所蔵高橋義比、渡部善人次、『島根県令訓類聚』、明高橋義比、渡部善人次、『島根県令訓類聚』、明	歌ハ当分之ヲ除ク 試験ハ本県高等小学校ノ学科程度…ニ拠リテ之ヲ施行	型唱歌ハ当分之ヲ除ク スヘシ 第六条 試験ハ本県高等小	/明治二十一年九月十七日 /明治二十一年九月十七日 鳥根県小学校授業生免許規則(県令第九十号)
ページ、学習院大学法経図書センター所蔵ページ、学習院大学法経図書センター所蔵	等小学科ニ準シ更ニ実地授業法及学校管理法ノ大要ヲ試ム条 小学授授業生学力検定試験ノ学科及其図書ハ総テ本県(&)	高等小学科二準シ更二第六条 小学授授業生学	/明治二十一年七月九日/明治二十一年七月九日/明治二十一年七月九日/明治二十一年七月九日/明治二十一年十月十月
	<b>分概要</b>	歴 史 本邦地理歴史ノ概要	
図書センター所蔵のコーニスページ、学習院大学法経ーニエページ~一二六ページ、学習院大学法経本間常吉、『現行学令全書』、明治二十一年、	程分左ノ如シ(8)	条	六十三号) /明治二十一年六月六日福島県小学校授業生免許規則(県令甲第
	石村貞一編次山田行元編述	小学日本歴史	
		読書:	
蔵第四法令類纂』巻之三十八、東京都公文書館所	…小学校授業生学力験定試験ノ科目ヲ定ムルコト左ノ		則(府令第四十五号)/明治二十年八月八日東京府小学簡易科教員及小学校授業生免許規
	青山述于著	皇朝史略正続編歴史	
十三年、	山田行元編述	新選中地理書	
百年史』第二巻資料編明治(Ⅱ)、福岡県教育委福岡県教育百年史編さん委員会、『福岡県教育	…小学校授業生学力検定試験ノ科目ハ左ノ如シ	第六条 …小学校授業生	則(県令第九十二号)/明治二十年六月七日福岡県小学簡易科教員及小学校授業生免許規
出典		条文	令規名/発令年月日

(備考)本出典において学習院大学法経図書センター所蔵とある史料は、総て丸善『国立国会図書館所蔵明治期刊行図書マイクロ版集成』による。

(2005年12月1日 受理)